

鳥取市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第9号

鳥取市税条例等の一部を改正する条例

(鳥取市税条例の一部改正)

第1条 鳥取市税条例(昭和25年鳥取市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項ただし書中「第27条の7」を「第27条の7第1項(同項第5号に規定する寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第16条第1項第1号の者は、第27条の7第1項(同項第5号に規定する寄附金に係る部分に限る。)の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

第29条の4第1項中「同条第6項若しくは第7項」を「同条第7項若しくは第8項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

第2条 鳥取市税条例の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

(鳥取市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鳥取市税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(鳥取市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、鳥取市税条例第11条の3の改正規定を削り、同条例第12条の改正規定中「(」、第36条の7、第53条」の次に「、第70条の6第1項」を加え、」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第87条第1項」を「第70条の6第1項の申告書、第87条第1項」に改め」を削り、同条例第27条の4及び第69条の改正規定、同条例第69条の2を削る改正規定、同条例第70条の改正規定、同条を第70条の9とし、第69条の次に8条を加える改正規定、同条例第71条、第72条、第74条及び第76条から第80条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第71条第2号アの項中「第71条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第71条第2号アの項中「第71条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成2

9年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第71条第2号アの項中「第71条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第71条第2号アの項中「第71条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 鳥取市税条例の一部を次のように改正する。

第11条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第12条中「）、第36条の7、第53条」の次に「、第70条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第87条第1項」を「第70条の6第1項の申告書、第87条第1項」に改める。

第27条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第69条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第69条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第69条の2を削る。

第70条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第70条の9とし、第69条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第70条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第70条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動

車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療用のもの
- (3) 血液事業用のもの
- (4) 救護資材の運搬用のもの

(環境性能割の課税標準)

第70条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第70条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第70条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第70条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第

454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第70条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第70条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第79条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

(a) 営業用 年額 6,900円

(b) 自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

(a) 営業用 年額 3,800円

(b) 自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第72条（見出しを含む。）及び第74条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第76条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「施行規則第33号の4様式」を「施行規則第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4様式」を「施行規則第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第69条第2項」を「第70条第1項」に改める。

第77条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第69条第2項」を「第70条第1項」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第79条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第78条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第80条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第69条の2」を「第70条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「第70条第2号」を「第70条の2」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、鳥取県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例)

第15条の3 当分の間、第70条の2の規定にかかわらず、法附則第29条の9の規定により鳥取県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行う場合は、鳥取県における自動車税の環境性能割の非課税の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 当分の間、この条例の規定にかかわらず、法附則第29条の9の規定により鳥取県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行う場合は、鳥取県における自動車税の環境性能割の課税免除の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 当分の間、第70条の8の規定にかかわらず、法附則第29条の10の規定により鳥取県知事が軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務を行う場合は、鳥取県における自動車税の環境性能割の減免の例により、鳥取県知事が軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付等の特例)

第15条の4 第70条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「鳥取県知事」とする。

2 前項の場合における第70条の7第2項の規定の適用については、同項中「市長」とあるのは、「鳥取県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、鳥取県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として鳥取県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第70条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第70条の4の規定の適用については、同条第3号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(i)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a(a)	6,900円	8,200円
第2号ア(ウ) a(b)	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b(a)	3,800円	4,500円
第2号ア(ウ) b(b)	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1項第1号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)」並びに同条例第33条の2」を「、第33条の2」に、「同項の表第12条第3号の項の改

正規定（次号）を「同項の表第12条第3号の項の改正規定（第4号）」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第1条中鳥取市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定

平成29年4月1日

附則第1条第1項に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中鳥取市税条例の一部を改正する条例附則第6条第7項の表第12条第3号の項の改正規定（「第87条第1項」を「第70条の6第1項の申告書、第87条第1項」に改める部分に限る。）

並びに附則第2条の2及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の鳥取市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第27条の4の規定は、附則第1条第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第1項第2号」を「附則第1条第1項第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例

による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行する。